

「宇治子育て情報誌」共同発行业務者募集要領

1 目的

市民の子育てに役立つ情報を提供するため、市の窓口、業務内容、各種手続等にかかる行政情報ならびに地域の子育て情報および企業等の広告を掲載した宇治子育て情報誌（以下、「情報誌」という。）を市と共同で発行する事業者（以下、「共同発行业務者」という。）を募集する。

2 募集内容

(1) 業務名

「宇治子育て情報誌」共同発行业務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 協定締結期間と発行の時期

協定締結日から令和9年6月30日まで

発行は令和9年4月下旬。

(4) 子育て情報誌の作成等に要する費用は、事業者が負担するものとする。

3 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人に限る。

- (1) 仕様書に基づく業務を実施でき、かつ、WEB環境を用いた電子書籍化を実施できること。
- (2) 過去5年間において、官公庁が募集した広告掲載が伴う子育て関連情報誌（概ね50ページを超えるものとする）の発行业務（企画、デザイン、編集、印刷、製本等）を行った実績があり、かつ、WEB環境を用いた電子書籍化を行った実績が1件以上あること。
- (3) 情報誌に掲載する広告の仕様及び内容について、法令並びに「宇治市広告掲載要項」及び「宇治市広告掲載基準」を遵守できること。
- (4) 宇治市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本件にかかる参加申込書提出日の最終日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (7) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 参加申込

(1) 受付期間

令和8年7月1日(水)から7月15日(水)午後5時まで【必着】

(2) 申込方法

申込書類を郵送もしくは持参により、下記に提出すること。

宇治市 福祉こども部こども福祉課子育て企画係

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所 2階

電話番号 0774-20-8733

FAX番号 0774-21-0408

※持参の場合は土・日・祝日除く午前8時30分から午後5時00分まで。

(正午から午後1時までを除く。)

5 申込書類

ア. 参加申込書(様式1)

イ. 本要領3-(2)で示す発行実績が確認できるもの

ウ. 法人の概要が確認できるもの(様式任意。パンフレット等でも可)

エ. 履歴事項全部証明書(写し可)

オ. 宇治市税の納税証明書(「市税につき滞納なし」の証明。ただし、宇治市に納税義務がある場合のみ。写し可)

カ. 消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署発行の「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、又は、同規則別紙第9号書式その3の3」(写し可))

6 事業者の決定

期日までに提出された申込書類にて参加資格を審査し、決定する。なお、申込が複数あった場合は、くじ引きにより事業者を決定し、共同発行事業者(決定・不決定)通知書(様式2)で通知する。

7 協定書の締結

決定者は、当該決定に係る通知を受けた後、宇治市と「宇治子育て情報誌共同発行に関する協定書」を締結するものとする。

以上